

平成26年度第2回厚木市立病院運営審議会議事録

会議主管課 病院事業局経営管理課
開催日時 平成26年7月22日(火) 午後2時から3時10分まで
開催場所 メジカルセンター2階 会議室
出席者 運営審議会委員9人
病院事業管理者、病院事業局長、副院長、病院事業局次長、
経営管理課長、病院建設課長、医事課長、患者支援センター長、
経営管理課専任主幹兼施設・用度担当係長、事務局

会議の経過は、次のとおりです。

1 開 会 (次長)

2 病院事業管理者及び審議会会長あいさつ

(病院事業管理者から審議会会長へ諮問書の伝達)

3 議 題

(1) 新病院第1期完成に伴う個室等使用料の見直し及び分べん介助料の見直しに対する諮問について

経営管理課長： 資料に基づき説明。

委 員： 差額4床室を産婦人科病棟に設置するとの説明があったが、その根拠は何か。また、他科の入院患者から差額4床室を利用したいとの要望があった際にはどのように対応するのか。

経営管理課長： 産婦人科病棟については、疾病の治療を受ける患者のほかにお産で入院される方もおり、一病棟あたりの個室の数が限られる中で、よりプライベートに配慮した病室のニーズが高いのではないかと想定で、本病棟への設置を考えているところである。

委 員： (在住が)市の内外ということで料金に差をつけたいという説明と受け取れるが、厚木市全体で人口を増やしたいということであれば、差を設けるべきではないと考える。

憲法上でも法の下での平等がうたわれているがいかがか。

経営管理課長： 県内の公立病院の状況を確認したところ、横浜、川崎の両市を除き、市内外の在住で使用料に差を設けている状況である。

また、他県の状況も確認したが、設けられていないところの方が多いが、差額が設けられているところ と設けられていないところがある。

このような状況、また、税負担等を踏まえ、病院も含めた市の中で検討した結果、今回諮問させていただいた形となったものである。

委 員： 憲法に関する法的根拠について説明をお願いしたい。

事業局長： 憲法解釈という観点もあるが、居住地により個室使用料に差を設けないようにとの口頭指導を、他の自治体病院が厚生労働省

から受けたとの話を聞き及んでいるところである。

ただ、差額ベッドの額は市の条例で定めるものであり、それぞれの自治体考え方が現れるところであり、最終的には、市民の代表である議会の議決を経て決定するものである。

本件については、差額を設けないほうがいいのではないかと、という厚生労働省の見解ではあるが、絶対に差額を設けてはいけないというわけではなく、これに対して誤解のないように（患者に）示していけば、止むを得ないのではないかと、緩やかな口頭指導であると聞いている。

また、先ほど課長からも説明があったが、県内7市の公立病院いずれも差額を設けていること、新病院の建設費用の一部は税金で賄われていること等、これらの観点からも市内外で差額を設けることもやむを得ないのではないかと考える。

委員： 市民感情からすると、公立病院安くて当たり前だろうということもあるだろうが、単価の決定については慎重な判断をお願いしたい。

事業局長： 医療費については、当然、市内外による区分はない。

今回の案件については、あくまでも個室使用料ということをお願いしている。

委員： 平等性の観点から、在住が市内か市外かで個室使用料に差を設けることはいかがかと考える。

分娩介助料については市内外の差をなくすとの説明があったが、これと個室使用料の取り扱いに差異があると思うが、どのような理由からか。

また、厚木市はこれから県内一の高齢化水準となることが見込まれるが、高齢者が本当にこのような金額を出して入院できるか考える必要があると考える。

先日、伊勢原協同病院を訪問した際に個室使用料を確認したところ九千円程度であった。JAが設置している病院ということもあり事情は異なるとは思いますが、いかがなものか。

医事課長： 病院の診療費については、診療報酬という制度により全国共通であることから、すべての患者さんが同じ金額であるといえる。

また、患者さんのプライベートを求めるという状況がある。

一般的な患者さんについては4床室で対応することとなるが、現行の病室よりも広い床面積となっている。

一方で市町村、県といった公立病院の個室の割合については、一般の病院では5割以内となっているところ、国は2割以内、自治体については3割以内という制約があり、プライベートを要求するにしても、このような要件を国から指導されている状況でもある。

一般的にいう大部屋がいいという患者さんには大部屋を用意させていただくが、プライベートを重んじたい、個室を利用したいという要望のある患者さんに対し、3割以内という条件の中で38床の個室を設定させていただいたということである。

利用希望のある患者さんに対しては、料金等も説明し、納得をさせていただいた上で利用してもらおうということであり、病院都

合、感染症といった特別な理由で個室を利用してもらう場合もあるが、このような際には使用料を徴収することはないので、御理解をお願いしたい。

委員： 公立病院であることを理由に料金を低く設定するのはいかがなものかと思う。

諮問された金額設定よりも高額でもよいのではないか。

委員： 病棟ごとの個室数については、どの程度となるのか。

経営管理課長： 少ないところで4床、多いところで7床を予定している。

医事課長： 小児病棟には設けない。

管理者： 新病院の病室については、基本的に個室、4床室という2種類の病室しか設けない予定である。このうちの個室に関しては3種類、4床室に関して、そのうちの2部屋についてのみ、個室感を出し、ゆっくりと入っていただけるような部屋を用意することにしたところである。

長期間入院していただく必要のある患者さんについては、ほとんどの部屋が4床室であるので、そこで安心して御入院していただくことができると考えている。

この4床室については非常に広いものであるが、差額を支払ってでも個室感を得たいという御希望の方がおいでになることから、そういう方々のニーズに合わせ、いくつかのバリエーションを用意させていただく。

個室に関しては、高度な医療を展開していくため、室外から様々な医療機器を持ち込まなければならない事情もあることから、すべての個室に関して20㎡程度の大きさにしている。

3種類の個室を設定しているところではあるが、基本となるのは個室Bの23室であり、個室Cの6床についてはユニットシャワーを設置していないが、この部屋にはその設備を必要としない方々で個室を希望される方に利用していただくことになる。

また1室だけ40㎡の部屋（個室A）があり、こういう部屋が必要か否かという議論はあろうかと思うが、そのようなニーズに応えるために設けたところである。

なお、前回、前々回の審議会でも御説明申し上げたが、ここには記載されていないが、重症の患者さんについては集中治療室での対応となり、個室で必要な治療を受けていただくこととなるが、本人希望によるものと性質が異なることを御理解いただければと思う。

委員： 個室Aはどの病棟に配置されるのか。

また、個室使用料25,000円の算定根拠とその程度の利用率を想定しているのかを説明していただきたい。

経営管理課長： 配置については第2期工事で完成する棟の6階、ステーションの割り振りとしては内科となるが、ニーズがあれば他科の患者さんについても対応する。

また、使用料の算定根拠については、他の個室の2倍の床面積であることが理由であり、利用率については6割程度で試算をしており、年間では600万円程度の使用料を見込んでいる。

- 委員： 個室使用料の算定について、今日入院して翌日退院するという場合、2日分の使用料を徴収するのか。
- また、全国自治体病院協議会、公立病院を設置している自治体の首長の会議、県内においてもそのような組織はあろうかと思うが、お互い様ということで、個室使用料に関して市内外による差を設けないようにしようという議論はないのか。そのような提案をしたらよいのではないか。
- 経営管理課長： 日数の算定については、1日あたりの利用料ということで2日分という算定となる。
- 議論の関係についてであるが、今回の条例改正にあたり各市の状況を調査するとともに、先般、県内の公立病院の事務協議会があり、その際に議論が始まったような段階である。
- これについてはすぐに進むということではないとは思いますが、各市の状況を確認しながら、このような議論も少しずつ増えていくのではないかと考える。
- 事業局長： 横浜市及び川崎市を除く7市の公立病院で協議会を設けておりその場においても本件を議題としている状況である。
- 先の説明のとおり厚生労働省からの口頭指導もある中で、今後、差額に対する見直しについてはあるのではないかと考えられる。
- 現時点では、各病院ともに差を解除するという方向にはないが、将来的には段々となくなっていくのではないかと考える。
- 委員： 公的病院とはいえ、税を投入している以上、止むを得ない部分もあるのではないかと考えられる。
- 次に、診療報酬上の期間としては当然1日単位ということで1泊2日という計算になるかとは思いますが、個室使用料については、自由診療の部分でもあり、1泊2日で2日分の使用料を徴収することに疑問を感じる。あくまでも意見ということで受け取ってほしい。
- 委員： 納税の有無で使用料を決めるのであれば、むしろその多寡で決めるべきではないか。
- 市民税だけでなく、国民健康保険料や地方交付税等で成り立っているのにもかかわらず、在住地が市内か市外かだけで使用料を分ける根拠が理解できないので説明を求めたい。
- 経営管理課長： 新病院の建設については、負担金という形で、2分の1は市の一般会計から繰り入れを受けているという状況であることから、今回在学、在勤も含めてではあるが、市内外で差を設けることとした。
- 事業局長： 具体的には様々な差のつけ方があるとは思いますが、厚生労働省も差を設けるのであればわかりやすく、誤解のないようにするようにとの意見を述べているところである。
- ほとんどの自治体が差を設ける際には市内在住を要件としているが、今回諮問させていただいた個室使用料については、広く利用していただきたいということから、これだけでなく、在学、在勤もその要件としたところである。

- 会 長： 資料を確認したところ、市内と市外の差が緩和されているように思える。
その他、御意見はないか。
- 委 員： 個室というのは快適性というプラスアルファの概念といえるが、他の自己負担という部分においては市内外での差は設けられているのか。
- 医 事 課 長： 他の自己負担については、診療にかかる実費相当分、具体的には検診、インフルエンザの予防接種等が該当すると思われるが、これらについては市内外での差は設けず、一律の料金で、費用に見合う、診療報酬との関係を考慮しながら金額を設定している。
- 委 員： 答申としては事務局案が自治体病院協議会を踏まえたものであれば、これで構わないと考える。
- 委 員： 議会に対し、本審議会でこのような意見が出たということ伝えるために、答申書に付帯意見を併記することは可能か。
- 次 長： 今後これを原案から素案にし、パブリックコメントということで市民の皆様の意見をいただくこととなるので、そういったことも可能ではないかと考える。
- 事 業 局 長： 病院の利用状況として、市内在住の方が7割から7割5分程度という状況であり、在勤、在学を含めるとほとんどの方が市内という枠に含まれてくるのではないかと考える。
市立病院ということで、市内に勤務していて診察に訪れる、この病院をまったく知らない方が診察のために訪れるということは、まったくないとは言えないが、大概は何かの関連性があると考える。
市内外ということで差を設けてはいるが、実際にはほとんどの方が市内の範疇に含まれてくるのではないかと考える。
- 委 員： 将来的には利用料と差額については再考せよとの付帯意見を併記すればよいのではないかと考える。
- 会 長： ただ今の御意見のとおり、個室使用料と差額については付帯意見を併記し答申とすることでよいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

- 会 長： 異議なしとの声をいただきましたので、本件の答申については事務局と協議していきたいと思います。
続きまして、分べん介助料について、御意見はないでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

- 会 長： 異議なしとの声をいただきましたので、本件の答申についても事務局と協議していきたいと思います。

(2) 厚木市立病院建設整備の進捗について

病院建設課長： 資料に基づき説明。

委 員： 新築の建物と既存の建物とのスタッフのアクセスはどのようになるのか。

病院建設課長： 既存の建物と1期分の救急・手術棟については、本館1階で接続する。

また、新南棟については、既存の外来棟と1階部分で接続する予定である。

今回、救急・手術棟に手術室及びICU、CCUを配置する関係上、手術室と新南棟が別れているため、工事期間中、3階部分に渡り廊下を一部設置し手術が終わった後に病棟に移れるよう対応する。

なお、この渡り廊下は、第2期工事で中央棟が完成した段階で撤去する予定である。

委 員： 第1期工事が12月に終了することだが、実際に使えるようになるのはいつごろか。

病院建設課長： 本年12月末の工事完了を予定しているが、1月になってから建築基準法における仮使用並びに消防の検査、また、保健所、放射線関係の検査を受け、その後に診療に必要なすべての機器の試験を行い、この結果にもよるが、おおむね春くらいまでにはオープンしたいと考えている。

また、詳しい日程等が決まりましたら、御連絡をさせていただきたい。

委 員： 地中埋設物の関係で、県に対し14億円の賠償請求との話を聞いているが、状況はいかがか。

次 長： これまでに横浜簡易裁判所において、2度の調停を行っているところである。

内容としては、埋設物の撤去に要した費用及びこれによる工期の遅れに対する賠償請求であるが、具体的な細かい点まで話が進んでいない状況であり、今後も開催が予定されており、合意点を見いだせればと考えている。

(3) その他

経営管理課長： 前回の審議会の際に、患者満足度調査の自由意見欄について取りまとめて公表すると説明させていただいたが、この原案が完成したので、これを委員の皆様へ送付させていただき、公表という形をとらせていただきたい。

次に、本日配布させていただいた経営革新度日本一「あつぎ」の取組という資料について、市の各審議会にて委員の皆様へお配りしているため、御一読をお願いしたい。

また、次回審議会については、決算が終わった後、10月の下旬を予定しているため、よろしくお祈りしたい。

なお、今回の諮問に関する答申書の案については、本日、委員の皆様から頂いた御意見を付記し、事務局と会長でまとめた上で委員の皆様へ配布という形を取りたい。

(「異議なし」の声あり。)

4 閉 会 (会 長)

(病 院 事 業 管 理 者 あ い さ つ)